

安全統括管理者・運航管理者資格者証交付申請のご案内

安全統括管理者資格者証と運航管理者資格者証の両方の交付申請をする方は、各々申請をする必要があります。

必要なもの

安全統括管理者・運航管理者試験合格証明書（原本）もしくはスコアレポート



証明書を紛失した場合は（一社）海洋共育センターにお問い合わせください。なお、CBTテスト実施事業者のHPからダウンロードできるスコアレポートでも申請が可能です。

安全統括管理者・運航管理者資格者証交付申請書

必要事項を記入し、収入印紙1,700円分を貼ってください。1,700円を超える印紙をご利用の場合は、余白部に「過納承認」とご記入ください（差額の返金はできません）。

ご本人確認書類



申請者の氏名・生年月日・住所が確認できるご本人確認書類をご用意ください。

- 運転免許証（注1）の写し
- 小型船舶操縦免許証の写し
- 個人番号カード（マイナンバーカード）（注2）の写し
- 個人番号が記載されていない住民票の写し（注3）

実務の経験を証明する書類（様式例あり）

輸送の安全に関する実務の経験（安全統括管理者）もしくは船舶の運航に関する実務の経験（運航管理者）を証明する書類をご提出ください。

宣誓書（様式例あり）

海上運送法第32条の4（運航管理者にあっては第32条の8）の各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書をご提出ください。

（注1）裏面の写しもご用意ください。

（注2）個人番号が記載されている裏面は不要です。

（注3）個人番号が記載されている住民票を提出する際は、個人番号が記載されている箇所を確認及び復元できないようにマスキングしてください。

お手続きの流れ

必要書類の用意

1. 安全統括管理者・運航管理者試験合格を証明する書類（合格証明書またはスコアレポート）
2. 安全統括管理者・運航管理者資格者証交付申請書
3. ご本人確認書類
4. 実務の経験を証明する書類
5. 宣誓書

郵送でお手続き

窓口でお手続き

郵送

切手を貼り、宛先^(注1)を記入した**A4サイズの返信用封筒**^(注2)を同封してお送りください。

料金例

レターパックプラス 600円
簡易書留 490円

宛先

〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76
近畿運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官

窓口

大阪合同庁舎4号館11階
海上安全環境部 運航労務監理官室に書類をご提出ください。

郵送での受け取りを希望される場合、切手を貼り、宛先^(注1)を記入した**A4サイズの返信用封筒**^(注2)をお持ちください。

審査・交付

申請内容を審査し、受付窓口で交付します。
このお手続きには**1カ月程度**かかります。

(注1) 返信用封筒には郵便番号・住所・氏名・受験番号・合格者氏名をご記入ください。

(注2) レターパックプラス（レターパックライトは不可）や簡易書留などの追跡できる方法をご利用ください。

お問い合わせ

安全統括管理者・運航管理者資格者証の交付申請に関するご質問やご相談はお電話またはメールでお問い合わせください。



06-6949-6415

(受付時間 平日 9:00~12:00／13:00~17:45)

✉ kkt-ko-urk@gxb.mlit.go.jp

① ご注意ください

申請書の提出先について

近畿運輸局に申請書を提出できる方は、近畿運輸局管轄区域（大阪府、京都府、奈良県、滋賀県及び和歌山県）にお住いの方に限ります。**兵庫県にお住いの方は別組織の神戸運輸監理部への提出が必要になりますので、ご注意ください。**

近畿運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官	〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 11階	06-6949-6415
-----------------------------	--	--------------

なお、下記最寄りの運輸支局（事務所）の窓口に申請することも可能です。

京都運輸支局 (舞鶴庁舎)	〒624-0946 舞鶴市字下福井901 舞鶴港湾合同庁舎	0773-75-0616
和歌山運輸支局	〒640-8404 和歌山市湊1106-4	073-422-5828
勝浦海事事務所	〒649-5335 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地8-5-5	0735-52-0260

近畿運輸局管轄区域以外にお住いの方は、最寄りの地方運輸局等にお問い合わせください。

安全統括管理者・運航管理者試験について

お手続きの期間は**合格日から10年**です。この期間を過ぎると試験結果が失効します。郵送の場合、期間内に必着するようお送りください。
また、試験に合格後、お手続きができるようになるまでに**12営業日**かかりますのでご了承ください。

実務の経験を証する書類

安全統括管理者資格者証の交付を受けようとする方は、以下のいずれかの実務の経験が必要となります。なお、総合安全統括管理者資格者証及び大型船舶安全統括管理者資格者証の場合は、大型船舶の安全に関する実務の経験が必要です。

船舶運航事業又は内航海運業	
運航管理者又は運航管理補助者としての業務その他の船舶の運航管理に関する業務	1年以上
船長又は乗組員としての業務	1年以上
ISMコードの管理責任者又は安全管理組織の要員としての業務	1年以上
安全統括管理者としての業務 (令和8年度以前に限る)	1年以上
船舶運航事業又は内航海運業以外（遊漁船等）	
船長としての業務（自家用船は不可） (小型船舶安全統括管理者資格者証に限る)	3年以上
その他	
「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」（令和5年6月国土交通大臣官房運輸安全管理官）5（4）1に規定する「安全管理体制に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持し、改善する」に相当する業務	1年以上

運航管理者資格者証の交付を受けようとする方は、以下のいずれかの実務の経験が必要となります。なお、総合運航管理者資格者証及び大型船舶運航管理者資格者証の場合は、大型船舶の安全に関する実務の経験が必要です。

船舶運航事業又は内航海運業	
船長としての業務	1年以上 (貨物船は2年)
甲板部の職員としての業務	1年以上 (貨物船は2年)
機関部又は無線部の職員としての業務	2年以上 (貨物船は3年)
運航管理者又は運航管理補助者としての業務その他の船舶の運航管理に関する業務 (令和8年度以前の経験を含む)	1年以上
船舶運航事業又は内航海運業以外（遊漁船等）	
船長としての業務（自家用船は不可） (小型船舶運航管理者資格者証に限る)	3年以上